(第一条関係)

	21 21 61		
第五条第七項で定める授与権者に届け出なければならない。	3~5 (略) (定義) (定義) (定義)	目次	改正案
い。	(定義)		現

授上

| 検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当す| 検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当す| 定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員| でめる基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定 | 気

| 〜四 (略)

六 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分の効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がそ

七 (略)

を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行更新講習をいう。以下第九条の二までにおいて同じ。)の課程を修了写は、その者が免許状更新講習(第九条の三第一項に規定する免許状の授定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を一定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を一定する普通免許状の授

| 「項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。| 3 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、第

うものとする。

4[|] (略)

有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければなら決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を5 第七項で定める授与権者は、第三項の教育職員検定において合格の

授与)

のいずれかに該当する者には、授与しない。した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号成機関において別表第一、第二若しくは第二の二に定める単位を修得第五条 普通免許状は、別表第一、第二若しくは第二の二に定める基礎

一~四 (略)

い、当該失効の日から三年を経過しない者 第十条第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失

け、当該処分の日から三年を経過しない者 第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げの処分を受

七 (略)

(新設)

| 項各号の一に該当する者には、授与しない。| 2| 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前

3 (略)

有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければなら決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を4.第六項で定める授与権者は、第二項の教育職員検定において合格のイー

ない。

6 格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、 の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。 合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場 次

7| (略)

・二 (略)

(教育職員検定)

第六条

(略)

2 でに定めるところによつて行わなければならない。 に第十八条の場合を除くほか、別表第三又は別表第五から別表第八ま 学力及び実務の検定は、 第五条第三項及び第六項、 前条第三項並び

3 (略)

4 でに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して 了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、 与するため行う教育職員検定は、 十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に普通免許状を授 条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三から別表第八ま 第一項及び前項の規定にかかわらず、 その者が免許状更新講習の課程を修 第五条第三項及び第六項、 前

(証明書の発行)

行うものとする。

第七条 (略)

2 .

略)

4 更新を受けようとする者から請求があつたときは、 免許状更新講習を行う者は、 免許状の授与又は免許状の有効期間の その者の免許状更

ない。

5|

ものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号 合に限り、第一項各号の一に該当しない者で教育職員検定に合格した の一に該当する者以外の者には授与しない。 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場

一・二 (略)

(略)

6|

(教育職員検定)

第六条 (略)

2 に第十八条の場合を除くほか、別表第三、第五、第六、第六の二 七又は第八の定めるところによつて行わなければならない。 学力及び実務の検定は、 第五条第二項及び第五項、 前条第三項並び 第

3

(略)

(新設)

(証明書の発行)

第七条

(略)

2.3 (略)

(新設)

3 4 2 第八条 授与権者は、免許状を授与したときは、 5| 第九条 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過す 2 • 3 七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつ 教員資格認定試験に合格した日又は第十六条の三第二項若しくは第十 八までに規定する所要資格を得た日、第十六条の二第 都道府県においてのみ効力を有する。 の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる 立学校の場合を除く。次項及び第三項において同じ。) において効力 校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公 る日の属する年度の末日まで、すべての都道府県(中学校及び高等学 の氏名及び本籍地、 科学省令で定める。 証明書を発行しなければならない。 新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の する日までの間に授与された普通免許状 (免許状更新講習の課程を修 た日の属する年度の翌年度の初日以後、 を有する。 部科学省令で定める事項を原簿に記入しなければならない。 (効力) (授与の場合の原簿記入等) 第一 特別免許状は、 第一項の規定にかかわらず、 略) 項 (略) 第二項及び前項の証明書の様式その他必要な事項は、 その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日 授与の日、免許状の有効期間の満了の日その他文 その免許状に係る別表第一から別表第 同日から起算して十年を経過 免許状の種類、その者 一部の履修に関する 一項に規定する 文部 第九条 3 2 第八条 授与権者は、免許状を授与したときは、免許状の種類、 2 • 3 においてのみ効力を有する。 場合を除く。以下本条中同じ。)において効力を有する の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の の氏名及び本籍地を原簿に記入しなければならない。 (効力等) (授与の場合の原簿記入等) 特別免許状は、 (略) (新設) (新設) 普通免許状は、すべての都道府県 (中学校及び高等学校の教員 (略) その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県 その者

(新設)

(有効期間の更新及び延長)

効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。

| 免許管理者に提出してしなければならない。| | 2 | 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを| きる。

あた者である場合に限り、行うものとする。 「おいものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認定以上の期間内において免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める二年の方式の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又

る日の属する年度の末日までとする。 間は、更新前の有効期間の満了の日の翌日から起算して十年を経過する 第一項の規定により更新された普通免許状又は特別免許状の有効期

免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、るやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定め 項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三

(新設)

の有効期間を延長するものとする。文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状

(免許状更新講習)

けて行う。、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受別、次に掲げる基準に適合することについての文部科学省令で定める者が第九条の三(免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が

令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程 (

その一部として行われるものを含む。)であること。

二 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。

ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者

四一その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。

- う。)の時間は、三十時間以上とする。2 前項に規定する免許状更新講習 (以下単に「免許状更新講習」とい
- 3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。

教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者

| 教育職員に任命され、又は雇用されることとなつている者及びこ

れに準ずるものとして文部科学省令で定める者

新設

一・二 (略) ・・二 (略) 、その免許状はその効力を失う。 、その免許状はその効力を失う。 第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には (失効)	第九条の五(略)(二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務)	(有効期間の更新又は延長の場合の通知等) (有効期間の更新又は延長の場合の通知等) (有効期間の更新又は延長の場合の通知等) (有効期間の更新又は延長の場合の通知等) (有効期間の更新又は延長の場合の通知等)	4 前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であつて教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の二第一項に規定する指導法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の二第一項に規定する指導計場できない。
一・二 (略) 、その免許状はその効力を失う。 、その免許状はその効力を失う。 第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には(失効)	第九条の二(略)	(新設)	

いて、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする おいて、は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合に 者は、そ前三項の規定により免許状取上げの処分を行つたときは、免許管理 3 前二項(略)	由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。ける同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合にお地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公	認められるとき。 第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと 三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は 項各号に掲げる者に相当する者を含む。)であつて、前条第一項第	国立学校又は私立学校の教員(地方公務員法第二十九条の二第一 許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。 (新設)免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免 (新設)	十一条 (略) 第十一条 (取上げ)	教育委免許管理者に返納しなければならない。	前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を(2)前項分限免職の処分を受けたとき。であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして(号)第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。)
いて、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとするは、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合に前二項の規定により免許状取上げの処分を行つたときは、免許管理(略)			設)	(略)	教育委員会をいう。以下同じ。)に返納しなければならない。教育職員以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県のはその者の勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会、当該者がを免許管理者(当該免許状を有する者が教育職員である場合にあつて	前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状

5

(略)

(失効等の場合の公告等)

第十三条 又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告すると 又は免許状取上げの処分を行つたときは、 ともに、その旨をその者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者 に通知しなければならない。 免許管理者は、この章の規定により免許状が失効したとき、 その免許状の種類及び失効

2 与権者は、この旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。 を行い、又はその旨の通知を受けたときは、その免許状を授与した授 この章の規定により免許状が失効し、若しくは免許状取上げの処分

(通知)

第十四条 通知しなければならない。 いずれかに該当すると認めたときは、 所轄庁(免許管理者を除く。 速やかにその旨を免許管理者に は、 教育職員が、 次の各号の

(略)

限免職の処分を行つた者が免許管理者である場合を除く。)。 第十条第一項第二号又は第三号に該当するとき (懲戒免職又は分

Ξ 第十一条第一項又は第二項に該当する事実があると思料するとき 同項第二号に規定する免職の処分を行つた者が免許管理者である

(報告)

場合を除く。

第十四条の二 五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めたとき、 学校法人は、その設置する私立学校の教員について、 第

4| (略)

(失効等の場合の公告等)

第十三条 らない。 の者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知しなければな びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとともに、その旨をそ 処分を行つたときは、その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並 免許管理者は、免許状が失効したとき、又は免許状取上げの

第八条の原簿に記入しなければならない。 の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、この旨を 免許状が失効し、若しくは免許状取上げの処分を行い、 又はその旨

2

(通知)

第十四条 いずれかに該当すると認めたときは、 に通知しなければならない。 所轄庁(免許管理者を除く。 は、 すみやかにその旨を免許管理者 教育職員が、 次の各号の

(略)

が免許管理者である場合を除く。)。 第十条第一項第二号に該当するとき (懲戒免職の処分を行つた者

Ξ 第十一条第一項に該当する事実があると思料するとき。

(報告)

第十四条の二 五条第一項第三号、 学校法人は、 第四号若しくは第七号に該当すると認めたとき、 その設置する私立学校の教員について、 2・3(略) 3| 2 第十六条の三 3 第十六条の二 第十六条の四 4 | 2 らず、 第八条に規定する機関をいう。別表第一備考第五号イにおいて同じ。 大臣は、審議会等 (国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) ものとする。 することとなつた日」と、 合格した日又は次条第二項に規定する文部科学省令で定める資格を有 する。この場合において、 める二年以上の期間内にある場合に限り、 日の属する年度の末日を経過した者については、 又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第 (中学校等の教員の特例) (免許状授与の特例) で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。 速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。 第一項及び第二項の文部科学省令を定めるに当たつては、文部科学 項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思科するときは 前条第二項の規定は、 教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する (略) (略) その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定 (略) (略) (略) 前項の規定による免許状の授与について準用 同条第二項中「合格した日」とあるのは「 「前項」とあるのは「同項」と読み替える 普通免許状を授与する。 前項の規定にかかわ 第十六条の四 3 | 2・3 (略) 2 第十六条の三 2| 第十六条のこ 定する機関をいう。 議会等 (国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) 第八条に規 所轄庁に報告しなければならない。 又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第 定めるものの意見を聴かなければならない。 一項に定める事由に該当すると思科するときは、 (中学校等の教員の特例) (免許状授与の特例 前二項の文部科学省令を定めるに当たつては、文部科学大臣は、 (新設) (新設) (略) (略) (略) (略) 略 別表第一備考第五号イにおいて同じ。) で政令で すみやかにその旨を 審

2 4| 第二十三条 2 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした 第十七条 処する。 その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部科学省令で 者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 で定める資格を有することとなつた日」と、「前項」とあるのは「同 とあるのは「合格した日又は第十七条第一項に規定する文部科学省令 同項第二号及び第六項並びに第五条の二第二項の規定にかかわらず、 定める資格を有する者に授与する。 について準用する。 第十六条の二第二項の規定は、 第十六条の二第二項の規定は、 て準用する。 状を授与し、若しくは特別支援教育領域を定め、又は教育職員検定 は第三項又は第六条第一項から第三項までの規定に違反して、免許 (略) を行ったとき。 (略) と読み替えるものとする。 第十六条の四第三項」と読み替えるものとする。 第十条第二項(第十一条第五項において準用する場合を含む。 第五条第一項、 (略) 第四条の二第二項に規定する免許状は、第五条第一項本文、 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に この場合において、 第三項若しくは第六項、第五条の二第二項若しく この場合において、 前項の規定による普通免許状の授与 前項の規定による免許状の授与につ 同条第二項中 同条第一 |項中「合格した日」 前項」とあるのは 第二十一条 第二十三条 2 第十七条 _ 二 (略) 処する。 その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部科学省令で 者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する 同項第二号及び第五項並びに第五条の二第二項の規定にかかわらず、 定める資格を有する者に授与する。 (略) 特別支援教育領域を定め、又は教育職員検定を行つたとき。 は第三項又は第六条の規定に違反して、免許状を授与し、若しくは (新設) (新設) 第十条第二項 (第十一条第四項において準用する場合を含む。) 第五条第一項、 (略) 第四条の二第二項に規定する免許状は、第五条第一項本文、 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に 第二項若しくは第五項、第五条の二第二項若しく

附 則 (平成十九年六月二十七日法律第九十八号抄)

(施行期日)

各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第一条「この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の

)に限る。)(公布の日規定及び同法附則第十八項の改正規定(後段を加える部分を除く。一規定及び同法附則第十八項の改正規定(後段を加える部分を除く。一第一条の規定(教育職員免許法附則第五項の表備考第一号の改正

までの規定 平成二十一年四月一日 第一条の規定 平成二十一年四月一日 第一条の規定 平成二十一年四月一日 本での規定 での規定並びに附則第七条、第八条第二項、第十条 が 1 の改正規定 (後段を加える部分を除く。)を除く。)、次条から附則第四条までの規定並びに附則第七条、第八条第二号の改正規定 (後段を加える部分を除く。)を除く。)、次条から附則第四条までの規定がでが、第十一条、第十四条の規定がでが、第一条の規定(後段を加える部分を除く。)を除く。)、次条から附則第四条までの規定(後段を加える部分を除く。)を除く。)、次条から附則第四条までの規定(後段を加える部分を除く。)を除く。)、次条から開入の対域に対して、第十一条、第十四条の規定が開入して、第十一条の規定(教育職員免許法第五条第一項第五号及び第六号の一条の規定(教育職員免許法第五条第一項第五号及び第六号の一条の規定(教育職員免許法第五条第一項第五号及び第六号の一条の規定(教育職員免許法第五条第一項第五号及び第六号の一条の規定(教育職員免許法第五条第一項第五号及び第六号の一段に対して、第十五条を加える。

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百二十二号昭和二十九年法律第百五十八号。以下この項において「昭和二十九年法律第百五十八号。以下この項において「昭和二十九年間の教育職員免許法の規定、附則第十条の規定による改正前の教育職員免許法の規定、附則第十条の規定による改正前の教育第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改第二条

(新設)

しない。 の規定、 期間の定めがないものとする。 別免許状が失効した者を除く。 された普通免許状又は特別免許状を有する者(当該普通免許状及び特 条第一項後段の規定並びに附則第十一条の規定による改正後の昭和二 条の四第四項、第十七条第二項、 る規定の施行の日以後に新たに授与されたものを含む。 十九年改正法附則第十項ただし書の規定は、 らず、 という。 部を改正する法律 (平成十二年法律第二十九号) の規定及び附則第十五条の規定による改正前の教育職員免許法等の 第六条第四項、 (以下「 第九条の四、 附則第九項後段、 その者の有する普通免許状及び特別免許状(前条第二号に掲げ 附則第十条の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二 新法」という。 については、 第十六条の二第二項、 第七条第四項、 附則第十二項ただし書並びに附則第十八項後段 第一条の規定による改正後の教育職員免許 第九条第一項及び第二項の規定にかかわ 以下この条において「旧免許状所持者 この場合において、 附則第五項後段、 第九条第四項及び第五項、 第十六条の三第三項、 旧免許状所持者には適用 附則第八項ただし 新法第五条第二項 の規定により授与)には、 第九条の 第十六 有効

2 程を修了したことについての免許管理者(新法第二条第二項に規定す 九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。 科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習(新法第 める教育の職にある者(以下「旧免許状所持現職教員」という。)は 第七項において単に「教育職員」という。) その他文部科学省令で定 る免許管理者をいう。 更新講習修了確認」 次項に規定する修了確認期限までに、当該修了確認期限までの文部 旧免許状所持者であって、 という。 以下この条において同じ。 新法第二条第一項に規定する教育職員(を受けなければならない。)による確認 以下同じ。 (以 下 の課

3

修了確認期限は、

次の各号に掲げる者の区分に応じ、

当該各号に定

める日とする。

- い旧免許状所持者(次号に掲げる者を除く。) 当該末日 授与の日に応じて文部科学省令で定める年度の末日を経過していなる日までの期間内でその者の生年月日及びその者の有する免許状の 前条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して十一年を経過す

度の末日

- 4 めるときも、同様とする。 その他の当該旧免許状所持現職教員に係る修了確認期限を延期するこ 期間を定めて、当該修了確認期限を延期するものとする。 旧免許状所 難であると認めるときは、 認期限」 係る前項に規定する修了確認期限(以下この条において単に「修了確 学省令で定めるやむを得ない事由により当該旧免許状所持現職教員に 規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科 とが相当であるものとして文部科学省令で定める事由に該当すると認 持現職教員が、 免許管理者は、 という。)までに免許状更新講習の課程を修了することが困 新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと 旧免許状所持現職教員が、 文部科学省令で定めるところにより相当の 新法第九条の三第四項の
- より免許管理者が認めた者を除く。)が修了確認期限までに更新講習新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところに5 旧免許状所持現職教員(知識技能その他の事項を勘案して免許状更

別免許状は、その効力を失う。修了確認を受けなかった場合には、その者の有する普通免許状及び特

- | 免許管理者に返納しなければならない。 | 「前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を
- 教育職員になることができない。 に、第三項第三号に規定する免許管理者による確認を受けなければ、確認を受けずに修了確認期限を経過した場合には、その者は、その後7 旧免許状所持者(旧免許状所持現職教員を除く。)が更新講習修了
- らない。 をいう。)は、その旨を新法第八条第一項の原簿に記入しなければな をいう。)は、その旨を新法第八条第一項の原簿に記入しなければな をいう。)は、その旨を新法第八条第一項の原簿に記入しなければな をは、その免許状を授与した授与権者(新法第五条第七項の授与権者 の規定により免許状が失効したとき、又は前項の通知を受けたと り 更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行い、若しくは第
- 科学省令で定める。 認並びに修了確認期限の延期に関する手続その他必要な事項は、文部認並びに修了確認規及び第三項第三号に規定する免許管理者による確

(検討)

許状の失効及び取上げに係る制度について検討を加え、必要があると、法律の施行の状況等を勘案し、新法第十条及び第十一条に規定する免第八条(政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この

	認めるときは、その結果に基つして所要の措置を請するものとする。
2	- 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場
	合において、この法律の施行の状況等を勘案し、附則第二条に規定す
	る旧免許状所持現職教員の免許状更新講習に係る制度について検討な
	加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を
	講ずるものとする。